

子 発 0329 第 9 号  
令 和 3 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正について

標記については、「子育て短期支援事業の実施について」(平成 26 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 16 号本職通知。以下「本職通知」という。)により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

また、管内市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)に対し、この旨周知されるようお願いする。

別紙 「子育て短期支援事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】 雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】 雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p> <p>【一部改正】 子発0329第27号 平成31年3月29日</p> <p>【一部改正】 子 発 0330 第 19 号 令和2年3月30日</p> <p>【一部改正】 子 発 0329 第 9 号 令和3年3月29日</p>	<p>雇児発0529第14号 平成26年5月29日</p> <p>【一部改正】 雇児発0930第16号 平成26年9月30日</p> <p>【一部改正】 雇児発0521第9号 平成27年5月21日</p> <p>【一部改正】 子発0329第27号 平成31年3月29日</p> <p>【一部改正】 子 発 0330 第 19 号 令和2年3月30日</p>
<p>各 都道府県知事 殿</p>	<p>各 都道府県知事 殿</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>子育て短期支援事業の実施について</p>	<p>子育て短期支援事業の実施について</p>
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て短期支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て短期支援事業実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="85 183 156 215">別紙</p> <p data-bbox="387 279 806 311">子育て短期支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="91 375 315 406"><b>1 事業の目的</b></p> <p data-bbox="125 422 1088 790">この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設 <u>又は里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者</u>（以下「実施施設等」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="91 853 284 885"><b>2 実施主体</b></p> <p data-bbox="152 901 215 933">（略）</p> <p data-bbox="91 1045 443 1077"><b>3 事業の種類及び内容</b></p> <p data-bbox="125 1093 808 1125">(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p data-bbox="181 1141 378 1173">ア 事業内容</p> <p data-bbox="219 1189 1088 1428">市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設等において養育・保護を行うものとする。</p>	<p data-bbox="1124 183 1196 215">別紙</p> <p data-bbox="1426 279 1845 311">子育て短期支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="1131 375 1355 406"><b>1 事業の目的</b></p> <p data-bbox="1164 422 2128 694">この事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1131 853 1323 885"><b>2 実施主体</b></p> <p data-bbox="1191 901 2105 981">実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。</p> <p data-bbox="1131 1045 1482 1077"><b>3 事業の種類及び内容</b></p> <p data-bbox="1164 1093 1852 1125">(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p data-bbox="1220 1141 1417 1173">ア 事業内容</p> <p data-bbox="1258 1189 2128 1428">市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。</p>

改正後	現 行
<p>イ ～ ウ (略)</p> <p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 事業内容</p> <p>市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。</p> <p>イ 対象者</p> <p>(略)</p>	<p>イ 対象者</p> <p>この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。</p> <p>(ア) 児童の保護者の疾病</p> <p>(イ) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由</p> <p>(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由</p> <p>(エ) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由</p> <p>(オ) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合</p> <p>ウ 利用の期間</p> <p>養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。</p> <p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 事業内容</p> <p>市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。</p> <p>イ 対象者</p> <p>この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。</p>

改正後	現 行
<p>4 実施施設等</p> <p><u>(1) 本事業の実施施設等は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下「施設」という。）</u></p> <p><u>イ 里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が 相当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者 （以下「里親等」という。）</u></p> <p><u>なお、「保護を適切に行うことができる者として市町村長が 相当であると認めた者」については、「保護を適切に行うこ とができる者」としては、市町村長が、研修（市町村長が指 定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受 講する等して、保護を適切に行うことができると考えられる 者を認めることが望ましい。</u></p> <p><u>また、「その他の保護を適切に行うことができる者」に は、保育士及び子育て支援員を含む。</u></p> <p>(2) 実施施設は、<u>必要に応じて、あらかじめ登録している里親等 に委託することができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>市町村又は施設より、里親等へ本事業を委託する場合は、以 下の点に留意すること。</u></p> <p><u>ア 事業の実施にあたっては、委託された者の居宅において又 は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村又は施設は、あらかじめ本事業の委託先となり得る 者の名簿を作成するものとする。</u></p>	<p>4 実施施設等</p> <p><u>(1) この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保 育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護す ることができる施設で<u>実施するものとする。</u></u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) <u>児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保 護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ 登録している保育士、里親等（市町村が相当と認めた者。以下 「里親等」という。）に委託することができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委 託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養 育・保護を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複 数登録しておくこと。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>ウ 市町村又は施設は、本事業の委託を受ける里親等に対し、電話等により養育状況等を把握するとともに、必要に応じて助言及び相談支援を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村より里親へ本事業を委託する場合は、「子育て短期支援事業における里親の活用について」(令和3年1月25日子家発0125第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長)に留意し、里親が本事業による子どもの養育を行うことにより、本来の里親委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、都道府県と綿密に連携し対応するものとする。</u></p> <p>(5) 市町村又は実施施設等は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いの実施に努めること。</p> <p><b>5 留意事項</b></p> <p>(1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 市町村は、<u>原則として、あらかじめ本人からの申込み等により、本事業の利用を希望する者の家庭状況等を把握</u>するとともに、実施施設等の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。</p> <p>(3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。</p> <p>なお、ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 市町村又は実施施設は、児童の安全性の確保や利用者の負担軽減等のため、保護者が児童に付き添うことが困難である場合等に、居宅から実施施設等の間や実施施設から保育所や学校等の間について、職員による児童への付き添いの実施に努めること。</p> <p><b>5 留意事項</b></p> <p>(1) 市町村は、この事業の実施にあたっては、本制度の周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 市町村は、あらかじめ利用を希望する者を<u>登録</u>するとともに、実施施設の受け入れ体制等を常に把握しておくなど事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。</p> <p>(3) 市町村は、利用の申請があった場合には、速やかに決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用の申請等の手続きは、事後とするなど保護者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。</p> <p>なお、ひとり親家庭や低所得世帯（生活保護世帯、市町村民</p>

改正後	現 行
<p>税非課税世帯)、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観点から効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。</p> <p>(4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。</p> <p>(5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。</p> <p><b>6 費 用</b></p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>税非課税世帯)、保護者が障害を有する家庭、本事業による支援が児童虐待防止の観点から効果的と考えられる家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる家庭から利用の申請があった場合には、優先的に取り扱うなど特別の配慮をすること。</p> <p>(4) 事業の実施にあたっては、利用する者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。</p> <p>(5) 一時預かり事業や子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)との連携等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉事務所、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携をとること。</p> <p><b>6 費 用</b></p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>